

# 令和8年度高齢者の住宅改造助成事業について

※助成を受けるには、事前申請が必要です。  
工事の開始は、助成事業決定後になりますのでご注意ください。

## ■制度の概要

	《 住宅改造・一般型 》	《 住宅改造型 》														
受付期間	○令和4年度より事業を廃止しました	○令和8年4月から令和9年1月末まで ※令和9年2月末までに助成金請求が終わる工事														
対象者	/	○介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者（以下「高齢者等」という。）のいる世帯 ○身体障害者のいる世帯  （日常生活に支障がある者）														
対象事業		介護保険制度の住宅改修工事と一体的に実施する（原則初回の改修時）《別表1》「助成対象工事」に定める改造工事														
施策の特色		対象者の現在の身体状況に合わせて必要な箇所の改造を行う  （個別的）														
所得制限		6,000,000円（生計中心者）														
介護保険制度等の優先適用		介護保険制度の対象となる者は当該制度を優先して適用する														
助成対象限度基準額（助成額ではありません）		介護保険制度等の住宅改修費を含めて500,000円														
改造箇所毎の限度額	(円)															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>改造箇所</th> <th>浴室・洗面所</th> <th>便所</th> <th>玄関</th> <th>廊下・階段</th> <th>居室</th> <th>台所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象限度額</td> <td>400,000</td> <td>300,000</td> <td>200,000</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table>		改造箇所	浴室・洗面所	便所	玄関	廊下・階段	居室	台所	対象限度額	400,000	300,000	200,000	100,000	100,000	100,000
改造箇所	浴室・洗面所	便所	玄関	廊下・階段	居室	台所										
対象限度額	400,000	300,000	200,000	100,000	100,000	100,000										
助成率	/	市民税非課税 1/2 市民税均等割課税 1/2 市民税所得割課税 1/3 所得税課税 1/3  ※助成額は助成対象額（最大50万円）から介護保険制度等の住宅改修対象基準額（20万円）を差し引いた金額に上記助成率を乗じて算出します。														

※ 原則、過去にこの制度において補助金を受けた住宅は補助対象となりません。

■必要書類（必ず、事前協議の上、申請願います）※1

申 請	(1)申請書（様式第1号） (2)住宅改造工事計画書（①位置図、②現況見取図、③改造工事計画図） (3)写真（改造箇所の現況写真【工事前】1枚ずつ……工事前で撮影日のわかるもの） (4)工事見積書（改造箇所工事見積書） (5)直近の収入を証する書類（実質的に同一生計を営む生計中心者の所得が分かるもの） ……前年分所得税額がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書（控））や当該年度分市民税課税証明書等(※2) (6)工事承諾書（改造箇所の住宅が賃貸住宅等の場合は、所有者の承諾書）
完 成 後	(1)工事完了届（様式第3号） (2)助成金請求書（様式）……金額欄は空白 (3)工事完了写真（改造箇所の写真【完成】1枚ずつ……工事後で撮影日の分かるもの） (4)領収証（原本写し可）

※1 申請書受理後に住宅の事前確認があります。工事の開始は事業決定後になります。

申請書受付 ⇒ 現地事前確認 ⇒ 住宅改造助成事業決定 ⇒ 工事開始

※2 申請書（様式第1号）が、4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とは「前々年分の所得税」とし、「当該年度分の市民税」とは「前年度分の市民税」とする。

◇令和8年4月～6月末日までの受付の場合

令和6年の所得税がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書(控)等）

令和7年度の市民税課税証明書等

◇令和8年7月以降の受付の場合

令和7年の所得税がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書(控)等）

令和8年度の市民税課税証明書等